

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年7月17日(金)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 石田利之 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 椎名正和 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	21番 林豊 委員
22番 増田正義 委員	23番 大木傳一郎 委員
24番 石毛利雄 委員	25番 菅谷守夫 委員
26番 伊藤幸夫 委員	27番 熊切清 委員

4 欠席委員(1名)

20番 加瀬浩市 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成27年7月定例農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、24番石毛利雄委員、25番菅谷守夫委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の番号1番から3番までは所有権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番から3番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

15番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており、問題ないと思われます。

25番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており、問題ないと思われます。

番号3番について、後継者は意欲的に営農をしており、問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、専用住宅（農家住宅）用地として畑1,389㎡の内576㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

14番 番号1番について、申請地に専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に伴う意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に伴う意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、資材置場拡張用地として畑210㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、太陽光発電設備用地として畑66㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、専用住宅用地として父から畑148㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、専用住宅用地として畑500㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、申請者が会社役員をしている会社の資材置場の拡張を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

農地区分や転用目的に問題ありません。

15番 番号2番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

4番 番号3番について、申請者は現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

3番 番号4番について、申請者は現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議長 本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について
1 件
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について
4 件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 27 年 7 月 17 日の匝瑳市農業委員会の定例総会
を閉会いたします。